

## 液化石油ガス料金 平成 30 年 2 月検針分

## ■ 料金表

## 湖陽住宅団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	456.2028円 (422.41円)	438.1344円 (405.68円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	446.3748円 (413.31円)	428.3064円 (396.58円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 瑞樹団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	436.4928円 (404.16円)	418.4244円 (387.43円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	426.6648円 (395.06円)	408.5964円 (378.33円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 南森本

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	440.7156円 (408.07円)	422.6472円 (391.34円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	430.8876円 (398.97円)	412.8192円 (382.24円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 大浦・東蚊爪

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	428.2956円 (396.57円)	410.2272円 (379.84円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	418.4676円 (387.47円)	400.3992円 (370.74円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 料金計算式

早収料金 = 基本料金 + 従量料金単価 × ご使用量 [円未満切り捨て]

《具体的計算例》

 湖陽住宅団地で1カ月のご使用量が10.0m<sup>3</sup>の場合（「湖陽住宅団地」の「料金表B」が適用されます）

 早収料金 = 732.8円 + 413.31円 × 10 m<sup>3</sup> = 4,865円 [円未満切り捨て]

→ ご請求額（消費税込み） 5,254円

液化石油ガス料金 平成 30 年 2 月検針分

■ 原料価格の変動状況

(1)平均原料価格の実績

	29年9月～29年11月 (2月検針分に適用)	29年8月～29年10月 (1月検針分に適用)
平均原料価格	60,710円/ト	52,460円/ト
LPG (プロパン) 平均輸入価格 (貿易統計値)	60,710円/ト	52,460円/ト
基準平均原料価格 <sup>※</sup>	86,340円/ト	

※ 料金改定時に設定した原料価格 (本市は平成26年9～11月の3ヶ月間の平均値)

(2)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定方法

①原料価格変動額の算定

60,710円/ト (平均原料価格) - 86,340円/ト (基準平均原料価格) = ▲25,600円/ト [100円未満切捨て]

②1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定 (消費税抜き)

▲25,600円/ト (原料価格変動額) /100円× 0.204 <sup>※1</sup> = ▲52.23円/m<sup>3</sup> <sup>※2</sup>

※1 変動額100円につき単位料金を1m<sup>3</sup>あたり0.204円調整

※2 マイナス調整の時は小数第3位を切り上げし、プラス調整の時は小数第3位を切り捨てる

(3)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の比較 (対前月/税抜き)

平成30年2月分 調整額(A)	平成30年1月分 調整額(B)	差額(A)-(B)
▲52.23円/m <sup>3</sup>	▲68.96円/m <sup>3</sup>	+16.73円/m <sup>3</sup>

(4)平均的なガス使用量のご家庭 (10m<sup>3</sup>/月<sup>※</sup>) における影響額 (一般料金: 税込)

地区	平成30年2月分 適用料金 (A)	平成30年1月分 適用料金 (B)	影響額 (A) - (B)
湖陽住宅団地	5,254円	5,073円	+181円
瑞樹団地	5,057円	4,877円	+180円
南森本	5,099円	4,919円	+180円
大浦・東蚊爪	4,975円	4,795円	+180円

※ 10m<sup>3</sup>/月は、家庭用のお客さま1件あたりでの平均ガス使用量

(平均ガス使用量は、平成18年度～平成22年度の5カ年平均により算定しています)